

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十三号

令和二年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡七	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川口市	中央一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川口市	中央二	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
秩父市	神岡第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
秩父市	神岡第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
飯能市	双柳第十	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
飯能市	青木第一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
本庄市	本庄一丁目一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

東松山市	東松山十四地区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十九	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
越谷市	越谷第六―三計画区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
久喜市	新堀二	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
鶴ヶ島市	下新田地区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
日高市	日高第四十五地区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
伊奈町	大字小室一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小川町	青山一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小川町	青山二	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
ときがわ町	雲河原一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
横瀬町	拾壹番	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小鹿野町	長留十六	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

東秩父村	神川町	神川町
安戸四	阿久原十	阿久原十一
令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで